

○財務省告示第百一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の六第一項及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条の四第一項の規定に基づき、関税法第九条の五第一項及び国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、関税法第九条の六第二項及び国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条の四第二項の規定に基づき、次のように告示し、令和四年四月一日から適用する。

なお、関税法第九条の六第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件（令和四年財務省告示第一号）は、令和四年四月一日をもって廃止する。

令和四年四月一日

財務大臣 鈴木 俊一

関税法第九条の五第一項及び国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の八第一項第一号に規定するクレジット  
 トカードを使用する方法又は国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第二条第一項  
 第二号に規定するクレジットカードを使用する方法により関税又は国税（国税通則法第二条第一号に  
 規定する国税をいい、税関長が課するものに限る。次号において同じ。）を納付する場合 次の表に  
 掲げる者

名 称	所 在 地	指定をした日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町四番二十号グラ ンフロント大阪タワーA	令和四年四月一日

二 関税法施行規則第一条の八第一項第二号に規定する第三者型前払式支払手段による取引等又は国税  
 通則法施行規則第二条第一項第三号に規定する第三者型前払式支払手段による取引等により関税又は  
 国税を納付する場合 次の表に掲げる者

名 称	株式会社 D G ファイナンシャル テクノロジーズ
所 在 地	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号
指 定 を し た 日	令和四年四月一日